

東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(3)

2021年(令和3年)8月31日

(次回期日: 9月14日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

原告の2021年8月10日付け準備書面(2)による主張についての被告の反論
は次のとおりである。

第1 本件における陳情の処理について

1 会議規則の定め

被告の議会における陳情書の処理について、東大和市市議会会議規則（単に「会議規則」という。）134条は、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と定めているところ、請願書についての定めは次のとおりである。

（請願書の記載事項等）

第 128 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には所在地)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介を取り消ししようとするときは、議長の許可を要する。ただし、会議の議題となつた請願に対する紹介の取消しについては、会議の承認を要する。
- 4 請願書の提出は、平穏になさなければならぬ。
- 5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 129 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第 130 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第 131 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第 132 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 133 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

また、会議規則は、会議（原告のいう「本会議」）に付する事件について次のように定めている。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 36 条 会議に付する事件は、第 130 条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

2 本件陳情の処理

原告は、本件陳情は、「本来、委員会付託され、適正に審査されなければならなかつた」とし、委員会に付託されないのであれば、「委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき」であると主張する。

しかし、会議（原告のいう「本会議」を意味する。）に付する事件（一般に「議案」又は「議題」とも称される。地方自治法96条参照）については会議規則36条が定めているところ、そこでは「第130条（請願の委員会付託）に規定する場合」が除かれ、130条では「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とされ、37条では「委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。」とされている。

本件陳情について、議長は、議会運営委員会に諮り、そこでの審査になじまないという意見に従って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと判断したのであり、その結果、本件陳情書は議長の手元に保持されることになった（「議長預かり」というのはこの状態を示すものである。）。また、議長が全議員に本件陳情書を配布したのは、会議規則134条がその例によるとしている129条2項の例によつたものであり、その取扱いに違法な点は何もない。

また、委員会に付託されなかつた事件を会議の議題とすることはできないことは会議規則37条が定めるところであり、「委員会に付託されないのであれば、委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき」という原告の主張には理由がない。

第2 損害賠償請求について

原告は、「通常であれば当該陳情は委員会に付託され審査された後、市議会本会議で慎重に審査され、採決されるはずのものであった。原告はもとより当該陳情に賛同された多くの市民はそれを確信し、期待していた。」という。

しかし、原告らの確信や期待が「法的に保護されるべき利益」に該当することの根拠となる法令の規定はないし、本件陳情の処理が会議規則の定めに従ってなされた適法なものであることは前記第1、2で述べたとおりであるから、それが原告の確信や期待に反したものであったとしても、被告が損害賠償義務を負うことはあり得ない。

また、原告が「署名に応じていただいた多くの方々からの信頼を失墜し、その釈明の機会すら奪われた」とも主張するが、たとえそのような事実があったとしても、それは原告と「署名に応じていただいた多くの方々」との間における事実上の問題であり、被告がそのことについて責任を負わなければならない理由はない。

以上